

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たるときは、
その翌日)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

◇告 示
性病予防法第十六条第三項の規定による病院又は診療所の代用
鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例
第五条の規定による使用料の免除

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 本 江 滋 二
鳥取市吉方二六五
鳥取市東品治町一〇ノ一〇
岩美郡岩美町浦富六四五
八頭郡船岡町船岡五八七

鳥取県告示第五百八十五号

性病予防法(昭和二十三年法律第六十七号)第十六条第三項の規定により、次の病院及び診療所を同法同条第一項の県が設置すべき病院及び診療所に代用する。
昭和四十一年十一月一日

- 鳥取県知事職務代理者
- 鳥取県総務部長 本 江 滋 二
- 鳥取市吉方二六五
- 鳥取市東品治町一〇ノ一〇
- 岩美郡岩美町浦富六四五
- 八頭郡船岡町船岡五八七
- 鳥取生協病院
- 岩美町国民健康保険浦富病院
- 瀬川町国民健康保険浦富病院
- 鳥取県立中央病院
- 鳥取市東品治町一〇ノ一〇
- 岩美郡岩美町浦富六四五
- 八頭郡船岡町船岡五八七

- 尾崎 医院
- 萩原 医院
- 戸田 医院
- 村江 医院
- 岸 医院
- 井上 医院
- 菊川 医院
- 国民健康保険智頭病院
- 西本 医院
- 福永 医院
- 勝部診療所
- 乾 医院
- 浜村診療所
- 鳥取県立厚生病院
- 中井 医院
- 岡本 医院
- 斉藤 医院
- 天野 医院
- 赤碓国民健康保険赤碓診療所
- 田中 医院
- 日南町国民健康保険多里診療所
- 日南町国民健康保険日南病院
- 日野郡厚生農業協同組合連合会
- 日野病院
- 八頭郡八東町才代二八一
- 八頭郡河原町長瀬字大内七四ノ九
- 八頭郡那賀町那賀二三五
- 八頭郡若狹町若狹四〇一
- 八頭郡河原町河原四八
- 八頭郡用瀬町用瀬三四四
- 八頭郡智頭町智頭一八七五
- 八頭郡船岡町見嶺中一五三ノ一〇
- 八頭郡青谷町青谷四三〇六
- 八頭郡青谷町紙屋六一四ノ一
- 八頭郡鹿野町鹿野一四〇五ノ一
- 八頭郡気高町勝見六六〇ノ二
- 倉吉市下田中宇来志具手三四三
- 東伯郡東伯町八橋一三八〇
- 東伯郡三朝町三朝九六七ノ一
- 東伯郡羽合町下浅津二三五
- 東伯郡大栄町由良宿五一三
- 東伯郡赤碓町赤碓一九二〇ノ三三
- 米子市錦町一丁目七六
- 日野郡日南町萩原一一五五ノ一
- 日野郡日南町生山五二
- 日野郡日野町根雨七三〇

江府町国民健康保険第三診療所 日野郡江府町江尾字草ノ前一九四四
 武田 医院 日野郡溝口町溝口二六六ノ三
 松田 医院 日野郡日野町根雨二二九

鳥取県告示第五百八十六号
 鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号）第五条の規定により、次の者についての使用料の額は無料とする。
 昭和四十一年十一月一日

鳥取県知事職務代理者
 鳥取県総務部長 本 江 滋 二
 性病予防法（昭和二十三年法律第六十七号）第八条の梅毒血清反応についての医師の検査又は同法第九条の健康診断のうち梅毒血清反応についての医師の検査を受ける者

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
 発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県 (定価一冊三圓三厘)

鳥取県公報

毎週火曜日及び
 金曜日発行
 (当日が休日ときは、
 当日の翌日)

目次
 告示 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出の受理
 選挙告示 鳥取市議会議員の選挙を鳥取県知事の選挙と同時に進めることについて
 投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序等

告示

鳥取県告示第六百一十一号
 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により次のおり告示する。
 昭和四十一年十一月十日
 鳥取県知事職務代理者
 鳥取県総務部長 本 江 滋 二

療養取扱機関名 所在地
 森 医院 岩美郡国府町大字谷十
 三ノ二 全国都道府県
 小田小児科医院 鳥取市西町三丁目一〇 兵庫県
 鳥取県告示第六百一十二号
 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により次のおり告示する。
 昭和四十一年十一月十日
 鳥取県知事職務代理者
 鳥取県総務部長 本 江 滋 二

診療所の名称 所在地
 法第三十七条第五項の規定 申出の受理の
 による申出の都道府県名 年 月 日
 太田原医院 気高郡気高町宝木 鳥取県、岡山県、兵庫県、昭和四十一年
 大阪府、京都府、東京都 九月二十四日
 鳥取県告示第六百一十三号
 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定